法教育推進事業

情報社会と法律

【授業の狙い】

・ネット社会に存在する「権利」について理解させ，他人の権利を守りながら様々な情報を有効活用する方法について考えさせる。

・ネット上の投稿サイトに関するトラブルの具体例を基に，法的な思考方法（争点が何かを理解すること，争点の背後にある価値や見方・考え方を探求すること，アナロジー（類推）を用いて自身の意見を検討すること，利益衡量の仕方など）を身につける。

【授業者の役割分担】

弁護士が主導して授業を進める。教員は，ワーク中の机間巡視，討論時の板書，指名などを担当する。

段階	学習活動	指導上の留意点
導　入 【５分】	○アイスブレイク	・クラスの雰囲気に応じて授業者である弁護士の裁量で行う ✓弁護士という職業について ✓生徒が「情報」「情報社会」について学んでいる内容の確認 ✓法律クイズ　１８歳成人クイズ　など
展開（1） 【１０分】	○ワークシート①を配布する ○情報社会（典型例としてネット社会）において，誰のどのような権利・利益が問題となるか，ワークシート①の【設例①】から発見する ○生徒個人で，ワークシート①に記入する ○記入した結果を生徒に発表させ，板書する（板書は教員または生徒が行う）	・自身も含めて日常生活で使用しているインターネットには，様々な利害関係者，権利・利益が関わっていることを自覚する ・「利益」という用語の意味をフォローする ・生徒が検討しやすいよう，（最初から○○権というワードを求めるのではなく）実際に起こり得る事象を考えもらい，そこに権利の主体と内容を授業者と一緒に当てはめていくという方法でもよい ・あるいは，授業者から「誰の」を指定したうえで，「権利・利益」の内容を順番に発表させる，という方法でもよい ・マイナス面（権利利益の侵害）だけではなく，プラス面（権利利益の実現）の側面もあることに気付かせたい ・出てきた権利相互の関係について授業者から整理をすることも考えられる ・デジタル情報は，誰でも発信することができ，瞬間的に，不特定多数の閲覧者に対して伝播され，かつ，情報が複製可能な形で半永久的に保存されるという「特性」があることから，設例①で発見された権利（特に，個人情報保護やプライバシーの権利）がより強く意識されるようになってきていることを説明する ・過去には気づかなかったような権利が意識されるようにもなってきたり，過去には生じなかったトラブルが生じていることに触れつつ，展開（2）につなげていく
展開（2） 【３０分】	○ワークシート②を配布する ○ワークシート②の【設例②】から，課題「インターネット上の記事の削除請求が認められるべきか否か」を考える ○まずは個人でワークシート②に記入する	・生徒が検討しやすいよう，設例２で削除請求を認めた場合（ＯＲ認めない場合）に，誰にどんな影響，問題が生じるかという事象を出させたうえで，それが誰のどの権利に関することなのか，という２段階で進める方法が好ましいように思われる ・生徒が自分の言葉・表現で意見を述べられればよい（無理に，設例１で

	○そのうえで，グループワークを行う。 ○グループワークでは，全員一致による結論を目指すこととするが，時間が来たら，最後は多数決でグループとしての結論を出す。 ○グループごとに代表者が意見を発表して，弁護士が講評する ○生徒同士の意見が対立する場合は，生徒間での議論を促すなどしてもよい ○意見の板書は，任意とする	出てきた権利に結び付けて考えなくてもよい）→授業者が価値付してあげればよい ・プライバシーに対する利益衡量の要素について生徒が思いつかなそうな場合には，授業者の側から，公の利益に関する具体的な事例（犯罪歴・公務員か等）を示してあげてもよい。 ・権利の対立がある中で，自分はどのような権利・価値を重視したか，その理由について根拠をもって結論を出せているか ・いろいろな当事者の立場から考えてみること ・反対の立場への配慮ができているか ・最初の意見と，グループワークを踏まえた後の意見とで変わった生徒がいれば，何が意見を変える決め手となったのかを発表させる ・授業者である弁護士は，講評しつつ，生徒から出された意見が，上記の権利利益を踏まえているかという観点から生徒の意見に反駁したり，別の観点を与えたり，他の観点を提示したりして議論を深めるきっかけを与えていく ・【設例②】には正解は用意されていないが，グループごとの結論の傾向を確認し，検討を終了する
まとめ 【５分】	○今回の問題状況に対しては，最高裁判例があり，判断枠組みが示されていることを紹介する（平成２９年１月３１日判決） ○最高裁判例の後も，地裁・高裁・最高裁で判断が分かれた例があることを紹介する（東京高裁令和２年６月２９日判決）。 （時間があれば） ○教員・生徒が感想・振り返り等を述べる	・情報社会において問題となる「権利・利益」は，技術の革新と共に，新しい考え方が現れる分野である ・今日の授業のテーマは，現実社会でも「忘れられる権利」として近時問題となってきているテーマであることを紹介 ・判例による判断枠組みが示されていても，個別の事案への当て嵌めは簡単ではなく，簡単に結論が決まらない問題であることも説明する ・従って，知識を覚えるだけでは不十分であり，今回の授業で体感したような「考え方」（今回の授業でいえば，利益衡量の仕方）を身につけておくことが大切になる ・その場合，一人で考えるよりも，他の人の意見も取り入れて検討する方が，より適切な結論に辿り着きやすいことも体感してほしい

【授業者メモ】

①平成２９年１月３１日最高裁判決（※過去の犯罪歴の削除の可否が問題となった事例）

（判示事項）

検索事業者に対し，自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのＵＲＬ並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合

（判決要旨）

利用者の求めに応じてインターネット上のウェブサイトを検索し，ウェブサイトを識別するための符号であるＵＲＬを検索結果として当該利用者に提供する事業者が，ある者に関する条件による検索の求めに応じ，その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのＵＲＬ並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果の一部として提供する行為の違法性の有無について，当該事実の性質及び内容，当該ＵＲＬ等が提供されることによって当該事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度，その者の社会的地位や影響力，上記記事等の目的や意義，上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化，上記記事等において当該事実を記載する必要性など，当該事実を公表されない法的利益と当該ＵＲＬ等を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断し，当該

事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には，上記の者は，上記事業者に対し，当該ＵＲＬ等を検索結果から削除することを求めることができる。

②東京高裁令和２年６月２９日判決（※過去の犯罪歴の削除の可否が問題となった事例）

原告の逮捕歴を記載したインターネット上のウェブサイトへの投稿記事の削除を当該ウェブサイトを運営するプラットフォーマーを被告として請求した事案について，事実を公表されない法的利益が投稿記事を一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情よりも優越することが明らかであるとはいえないとして，削除請求が棄却された事例（原審である東京地裁令和元年１０月１１日は削除請求を認容）

→最高裁令和４年６月２４日判決

ある者のプライバシーに属する事実を摘示するツイートがされた場合にその者がツイッターの運営者に対して上記ツイートの削除を求めることができるとされた事例（再逆転判決）